

六戸町国土強靱化地域計画  
概要版（案）

六戸町

# 1 国土強靱化地域計画とは

## 「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築すること

大規模自然災害が起きる度に長期間にわたる復旧・復興の繰り返しを避けるため、人命を守り、被害が致命的なものにならず、迅速に回復するための条件を備えること、国土強靱化基本法に基づき、国・地方を通じて、事前防災・減災、迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することで強靱な地域を作り上げていくことである。

大災害の教訓	毎年のように発生する風水害
災害発生の際に復旧・復興を図るといった事後対策の繰り返しから事前防災・減災へ	気候変動の影響等に伴い、豪雨等の災害が激甚化の傾向



大規模自然災害が発生しても、経済社会への被害が致命的なものとならず、迅速に回復する国土・経済社会システムを平時から構築

**国土強靱化**

## 策定の趣旨

国では平成 25 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年法律第 95 号）（以下「国土強靱化基本法」という。）を制定し、平成 26 年 6 月には、同法に基づき、「国土強靱化基本計画」を策定した。また、青森県では、「命と暮らしを守る青森県」を目指し、平成 29 年 3 月に「青森県国土強靱化地域計画」を策定している。

国土強靱化を実効性あるものとするためには、国のみならず地方公共団体や民間事業者、住民などの関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、六戸町においても、国や県などと連携して強靱化の取り組みを計画的に推進すべく、国土強靱化地域計画を策定するものである。

## 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定し、国土強靱化基本計画と調和を図るとともに、青森県国土強靱化地域計画との調和及び連携・役割分担を図る。

また、六戸町のそれぞれの総合計画との整合・調和を図るとともに、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針として定める。

## 計画期間

本計画の計画期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とする。  
なお、計画期間内において、計画の適切な進行管理及び社会経済情勢などの変化の把握に努め、必要に応じて計画の見直しを行う。

## 基本目標

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 行政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 住民の財産及び公共施設に関わる被害の最小化が図られること
- ④ 迅速な復旧・復興を可能にすること

## 基本的な方針

### 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせること
- 自助・共助・公助を適切かつ効果的に組み合わせること
- 非常時にのみならず平時にも有効活用できる対策とすること

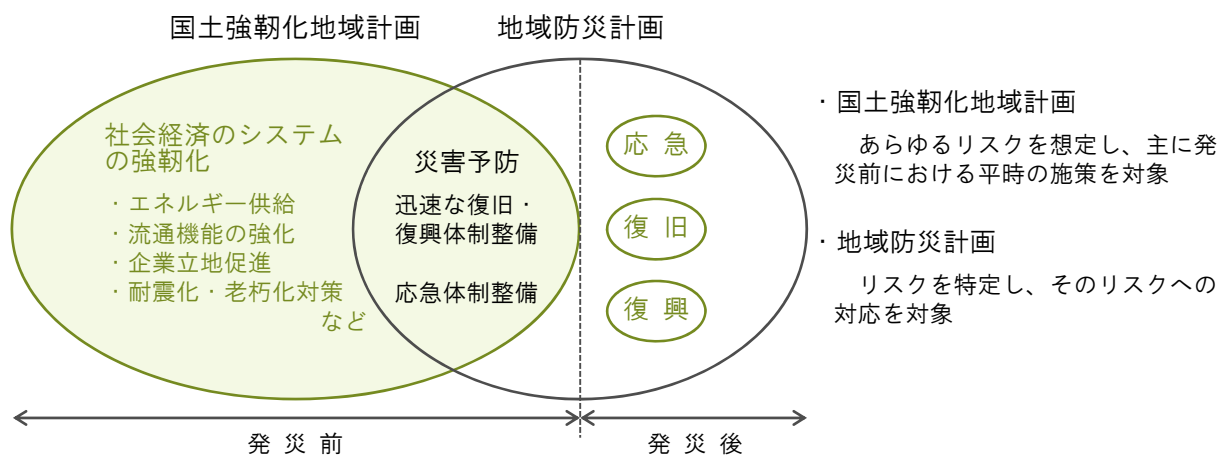
### 効率的な施策の推進

- 人口減少等に起因する需要の変化等を踏まえた、効果的で効率的な施策の推進を図ること
- 国・県の施策、既存の社会資本、民間資金の活用を図ること

### 地域の特性を踏まえた施策の推進

- 六戸町の地域特性や実情を踏まえた施策の推進を図ること
- 六戸町の強みを生かし、さらなる連携強化につながる取り組みを推進すること

## 国土強靱化地域計画と地域防災計画との違い



## 2 計画策定の進め方

本計画は、国の基本計画策定に用いられた評価方法や手法を参考に、策定の流れを以下に示す。

### 地域特性を踏まえ、被害の想定となる大規模自然災害を設定

地震	地震等による建築物の倒壊や火災による死傷者の発生
風水害	異常気象等による広域的かつ長期的な生活地域等の浸水や河川の氾濫
豪雪災害	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
土砂災害	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

### 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

地域を強靱化していく上での課題を抽出するため、基本目標を細分化した7つの「事前に備えるべき目標」と、その目標の妨げとなる事態として、仮に起きれば深刻な影響が生じると考えられる34の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定

### 脆弱性評価（強靱化に向けた課題）

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに現状の取り組みのどこに問題があり、どのような取り組みが必要なのかを分析・評価

### 強靱化の推進方針

脆弱性評価（強靱化に向けた課題）の結果に基づき、今後必要となる取り組みの方向性を取りまとめる。

### 対応方策について重点化

強靱化の取り組みを効率的・効果的に推進するため、人命の保護に直接関わる施策・事業を中心に重点項目を設定

### 3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国土強靱化基本計画及び青森県国土強靱化地域計画、六戸町の地域特性を踏まえ、34 のリスクシナリオを設定しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
1 人命の保護が最大限図られること	1-1	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	4 経済活動を機能不全に陥らせないこと	4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
	1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生		4-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	1-3	異常気象等による広域のかつ長期的な生活地域等の浸水や河川の大規模氾濫		4-3	石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等
	1-4	土砂災害等による多数の死傷者の発生		4-4	基幹的交通ネットワーク（陸上・航空等）の機能停止
	1-5	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生		4-5	食料等の安定供給の停滞
	1-6	情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生	5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給の長期停止
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止		5-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生		5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態		5-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	6 重大な二次災害を発生させないこと	6-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足		6-2	有害物質の大規模流出・拡散
	2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺		6-3	原子力施設からの放射性物質の放出
	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生		6-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下		6-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
	3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	3-3	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止		7-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-3		地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
				7-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## 4 強靱化の推進方針

### 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの対応方針

脆弱性評価（強靱化に向けての課題）の結果を踏まえた強靱化の推進方針は以下のとおりである。

#### 1 人命の保護が最大限図られること

##### 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐため、建築物等の耐震化や老朽化対策を推進するとともに、住民の避難場所の確保や防災意識の醸成、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。

##### 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

大規模津波等による多数の死傷者の発生を防ぐため、警戒・避難体制の整備や住民の避難場所の確保、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。

##### 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な生活地域等の浸水や河川の大規模氾濫

広域的かつ長期的な生活地域等の浸水や河川の大規模氾濫による被害の発生を防ぐため、河川施設等の防災対策を推進するとともに、警戒・避難体制の整備や住民の避難場所の確保、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。

##### 1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生

土砂災害等による多数の死傷者の発生及び町土の脆弱性が高まる事態を防ぐため、警戒避難体制の整備や住民の防災意識の醸成、安全対策等を推進するとともに、土砂災害対策施設の整備や老朽化対策の推進等を図る。

##### 1-5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生を防ぐため、道路交通の確保に向けた防雪施設（防雪棚等）の整備や除排雪体制の強化を推進するとともに、代替交通手段の確保や住民の防災意識の醸成を図る。

##### 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生

情報伝達の不備等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防ぐため、行政機関における情報連絡体制や住民等への情報提供体制を強化するとともに、住民の防災意識の醸成や防災教育の推進等を図る。

## 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

---

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を防ぐため、支援物資等の供給体制の確保や水道施設・物流関連施設の防災対策の推進を図る。

### 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

---

多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を防ぐため、孤立するおそれのある集落の把握や、これに通じる道路施設の防災対策を推進するとともに、代替交通・輸送手段の確保等を図る。

### 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

---

自衛隊、警察、消防等が有する救助・救急活動等の能力を十分に発揮できない事態や、被災等により活動できない事態を防ぐため、防災関連施設の耐震化・老朽化対策等を推進するとともに、関係機関の連携強化、救急・救助体制の強化や受援体制の構築等を図る。

### 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

---

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶を防ぐため、緊急車両・災害拠点病院等に対する燃料供給の確保や、輸送路の確保を図る。

### 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足

---

イベント期間中の災害発生等により、多数の県外来訪客等が避難できない事態や、避難生活が長期にわたること等により水・食料等の供給が不足する事態を防ぐため、避難場所や支援物資の供給を確保する。

また、外国人観光客等に対する情報提供体制の強化を図る。

### 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

---

医療施設及び関係者の絶対的不足等による医療機能の麻痺を防ぐため、病院・福祉施設等の耐震化を推進するとともに、医療圏単位での医療連携体制の構築や災害医療派遣等による連携体制の構築等を図る。

また、避難に当たり配慮を要する方々に対する支援体制を構築する。

### 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

---

被災地における疫病・感染症等の大規模発生を防ぐため、避難所における良好な生活環境の確保や平時における予防接種等を推進するとともに、污水处理施設等の機能確保を図る。

### 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

#### 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

---

行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、庁舎等の耐震化・老朽化対策や情報通信基盤の耐災害性の強化を推進するとともに、業務継続計画の策定や応援・受援体制の構築等を図る。

#### 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

---

信号機の全面停止等による重大交通事故の多発を防ぐため、信号機の電源対策や交通整理人員の確保等を図る。

#### 3-3 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

---

電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止を防ぐため、行政情報通信基盤の耐災害性の強化や非常用電源の整備等を図る。

### 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

#### 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

---

サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を防ぐため、企業等における業務継続体制を強化するとともに、物流機能の維持・確保等を図る。

#### 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

---

社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策や石油製品の安定供給体制の構築を推進するとともに、企業における業務継続体制の強化等を図る。

#### 4-3 石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等

---

石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等を防ぐため、石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策を推進する。

#### 4-4 基幹的交通ネットワーク（陸上・航空等）の機能停止

---

基幹的交通ネットワークの機能停止を防ぐため、道路、鉄道等の防災対策の強化を図るとともに、高規格幹線道路等の整備を推進する。

#### 4-5 食料等の安定供給の停滞

---

食料等の安定供給の停滞を防ぐため、自給食料の確保に向けて、平時から食料品の生産・供給体制の強化等を図る。

### 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

#### 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

---

電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策や石油製品の安定供給体制の構築を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進等を図る。



## 5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

---

上水道等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、水道施設等の耐震化・老朽化対策や、早期復旧のための体制の整備等を図る。

## 5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

---

汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、下水道施設や農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策等の推進を図る。

## 5-4 地域交通ネットワークが分断する事態

---

地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐため、道路施設や鉄道施設の防災対策を推進するとともに、バス路線等の維持を図る。

# 6 重大な二次災害を発生させないこと

## 6-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

---

ため池、防災施設等の破損・機能不全による二次災害の発生を防ぐため、防災施設等の老朽化対策等を推進するとともに、ため池ハザードマップの作成により危険地区の周知や防災意識の醸成を図る。

## 6-2 有害物質の大規模流出・拡散

---

有害物質の大規模流出・拡散による二次災害の発生を防ぐため、有害物質取扱事業所等に対する監視・検査指導等を通じた流出・拡散防止対策の推進を図る。

## 6-3 原子力施設からの放射性物質の放出

---

原子力施設からの放射性物質の放出による二次災害の発生を防ぐため、原子力災害の発生に備え、地域防災計画の見直し、防災訓練の実施や防災資機材の整備など、防災対策の充実・強化を図る。

## 6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

---

農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐため、荒廃農地の発生防止・利用促進や森林資源の適切な保全管理の推進を図る。

## 6-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

---

風評被害等による地域経済等への甚大な影響の発生を防ぐため、平時より町産品に関する正確な情報を発信する体制の整備や、物流関係者との信頼関係の構築等を図る。

# 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

## 7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

---

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、町における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、災害廃棄物等の処理に関する連携体制の強化等を図る。

## 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、受援・連携体制の構築を図るとともに、建設業・農林水産業の担い手の育成・確保や産業を支える人材の育成等を図る。

## 7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅を迅速に供給する体制を確保するとともに、地域コミュニティ・農山等の活性化や地域を支えるリーダーの育成等を図る。

## 7-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、鉄道の運行確保や代替交通・輸送手段の確保を図るとともに、道路施設の防災対策や高規格幹線道路等の整備を推進する。

# 5 対応方策についての重点化

## 重点項目

限られた資源・財源の中で、国土強靱化の取り組みを効率的・効果的に推進するためには、優先度の高い施策・事業に重点化を図る必要がある。

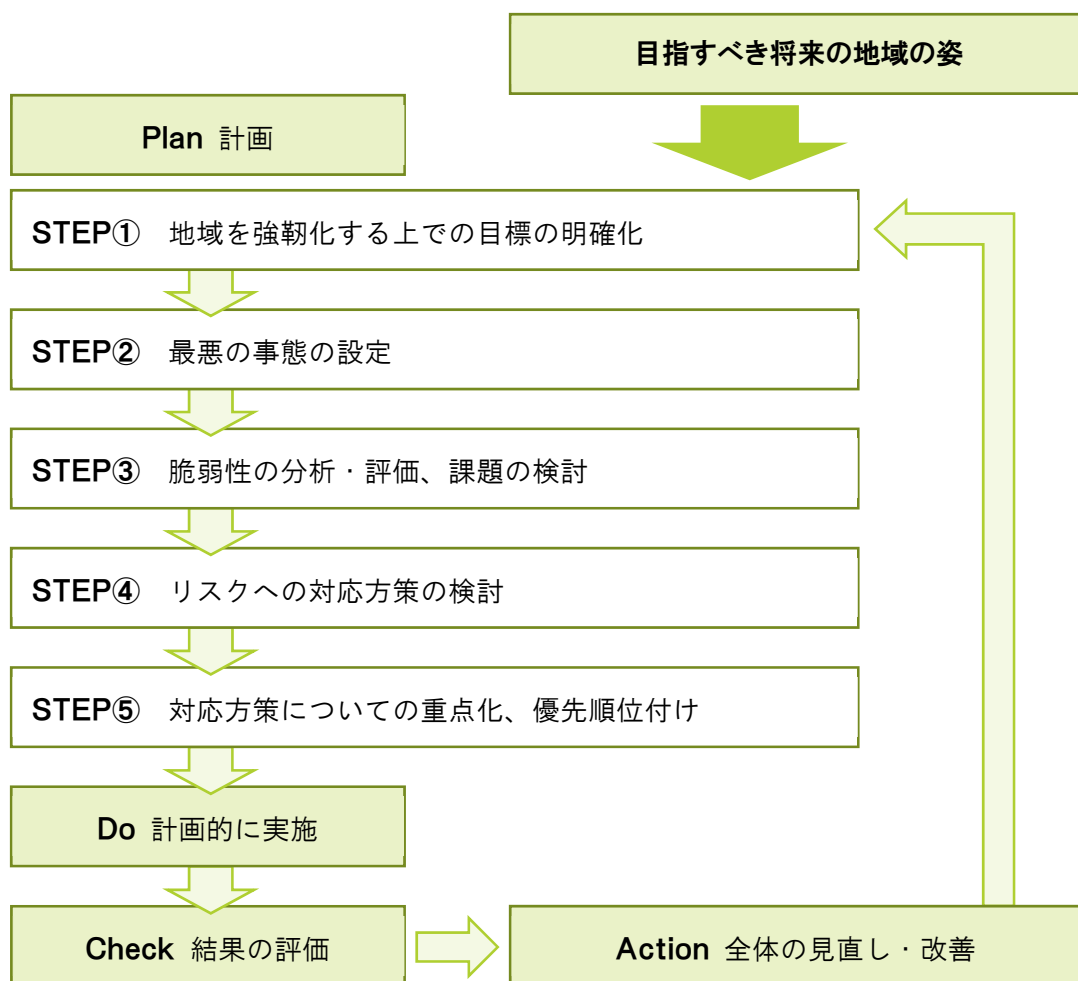
本計画では、脆弱性評価に基づく対応方策として掲げた施策のうち、計画期間内において優先的に取り組む施策として、人命保護に直接かかわる施策・事業を中心に、他のリスクシナリオへの影響や効果、緊急性、町の役割の大きさ、自助・共助の推進といった観点から優先度を総合的に判断し、町において重点項目を選定した。

主な重点項目は以下のとおりである。

＜主な重点項目＞	
<ul style="list-style-type: none"><li>・住宅の耐震化</li><li>・防災意識の啓発</li><li>・消防団の充実</li><li>・災害時要援護者（避難行動要支援者）名簿の作成</li><li>・自主防災組織の設立・活性化支援</li><li>・防災訓練の推進</li><li>・防災教育の推進</li><li>・非常物資の備蓄</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害応援の受入体制の構築</li><li>・水道施設の耐震化・老朽化対策</li><li>・要配慮者等への支援</li><li>・集落の孤立防止対策</li><li>・広域連携体制の構築</li><li>・地域防災リーダーの育成</li><li>・住民等への情報伝達手段の多様化</li><li>・災害廃棄物処理計画の策定</li></ul>

## 6 計画の推進及び進捗管理

本計画に基づく取り組みを確実に推進するために、①Plan「計画」 ②Do「実行」 ③Check「評価」 ④Action「改善」の流れを基本としたPDCAサイクルを確立し、関連施策・事業の進捗状況を毎年度把握していくものとする。また、関連施策・事業の進捗状況や各種取り組み結果などを踏まえ、見直しや改善、必要となる予算の確保などを行いながら進めていく。さらに、町だけでは対応できない事項については、国・青森県・関係機関などへの働きかけや連携を通じ、施策・事業の推進を図っていく。



# 六戸町国土強靱化地域計画

令和4年3月

六戸町

## 【お問合せ先】

■ 六戸町 総務課

〒039-2392 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地 60

TEL. 0176-55-3111 FAX. 0176-55-3112